

宮城県が管理する河川の堤防決壊箇所の 応急復旧を国に要請

～「河川法第16条の4第1項の規定に基づく国土交通大臣への特定河川工事の代行の要請書」の手交～

宮城県が管理する阿武隈川水系内川、五福谷川及び新川（丸森町）では、台風第19号の記録的な大雨により、堤防が18箇所で決壊しました。

宮城県管理区間の阿武隈川水系内川等の堤防決壊箇所の応急復旧を国が権限代行されるよう、10月23日（水）に宮城県知事が東北地方整備局長に要請します。

【要請書の手交】

- 日時:令和元年10月23日（水）10:30～
- 場所:東北地方整備局 13F 水災害予報センター
- 出席者:宮城県知事、東北地方整備局長

※取材は可能です。事前登録の必要はありません。

【発表記者會】 宮城県政記者會、東北電力記者會、東北専門記者會

【問合せ先】

宮城県 土木部 河川課長

大宮 敦

（直通）022-211-3170

国土交通省 東北地方整備局

河川部 地域河川課 課長

庄子 克実

（代表）022-225-2171（内線3811）